

# ○地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員給与規程

令和3年4月1日

規程第25号

## 目次

第1章 総則	2
第2章 給料	2
第3章 年俸	6
第4章 手当	8
第1節 管理職手当	8
第2節 扶養手当等	9
第3節 特殊勤務手当等	13
第4節 時間外勤務手当等	19
第5節 期末手当及び勤勉手当	22
第6節 手当の支給方法	23
第5章 短時間勤務職員の給与	24
第6章 給与の減額等	26
第1節 給与の減額	26
第2節 給料の半減	27
第3節 休職者の給与	28
第7章 補則	29
附 則	29
別表第1 (第4条関係) 事務職給料表	33
別表第2 (第4条関係) 研究職給料表	36
別表第3 (第4条関係) 医療職給料表(二)	39
別表第4 (第4条関係) 医療職給料表(三)	42
別表第5 (第4条関係) 技能職給料表	46
別表第6 (第4条関係) 級別基準職務表	49
別表第7	51
別表第8 (第8条関係) 休職期間等換算表	51
別表第9 (第10条関係) 適用区分表	52
別表第10 (第10条関係) 調整基本額表	53
別表第11 (第13条関係) 医療職年俸表(一)	53
別表第12 (第13条関係) 医療職年俸表(一)級別基準職務表	53
別表第13 (第13条関係) 医療職年俸表(一)級別職務分類表	53
別表第14 (第15条関係) 期間率表	54
別表第15 (第15条関係) 診療科長表	55
別表第16 (第18条関係) 管理職手当区分表	55
別表第17 (第18条関係) 管理職手当額表	56

別表第18 .....	56
附則別表（附則第8項関係）医療職給料表(一).....	57
附則別表（附則第4項関係）医療職給料表(二)の適用を受ける職員の号給の切替表.....	62

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人法第57条第2項の規定及び地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程（以下「就業規程」という。）第60条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定職員 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（管理職手当の額に係る区分が一種、二種又は三種の職を占める職員に限る。）
- 二 一般職員 特定職員以外の職員をいう。

### （給与）

第3条 職員の給与は、給料、年俸及び手当とする。

- 2 職員が他の職員の職を兼ねる場合においても、当該兼ねる職に対して給与を支給しない。
- 3 職員の給与は、法律又はこの規程に定めがある場合及び別に定める場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払うものとする。
- 4 給与は、職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

## 第2章 給料

### （給料）

第4条 職員（年俸表の適用を受けるものを除く。以下この章において同じ。）には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、給料を支給する。

- 2 職員には給料表を適用するものとし、この場合における給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表適用の範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
  - 一 事務職給料表（別表第1）
  - 二 研究職給料表（別表第2）

三 医療職給料表(二) (別表第3)

四 医療職給料表(三) (別表第4)

五 技能職給料表 (別表第5)

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

4 職員の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

(初任給)

第5条 新たに職員となった者の職務の級は、前条第4項に規定する基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 新たに派遣職員(就業規程第3条第1項第2号に規定する者をいう。)となった者の職務の級及び号給は、前2項の規定にかかわらず、法人と埼玉県との間の取決めにに基づき決定する。

(昇格及び降格)

第6条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下この条において同じ。)させる場合には、その職務に応じ、かつ、別に定めるところにより決定する。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定めるところにより決定する。

3 職員を降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該職員の勤務成績の証明が得られないときは、昇給しない。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、次の各号に掲げる職員の別に応じ、かつ、特定職員(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものを除く。この項において同じ。)及び一般職員の別並びに当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じ、当該各号に掲げる表に定める数とする。ただし、事務職給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級が2級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める一般職員に対する次の各号に掲げる表の適用については、第1号の表中「5以上」とあるのは「4以上」とし、第2号の表中「1以上」とあるのは「0以上」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
特定職員	8	6	3	2	0
一般職員	5以上		4	2	0

二 55歳を超える職員

昇給区分	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
特定職員	2	1	0	0	0
一般職員	1以上		0	0	0

3 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げるいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、懲戒処分その他矯正措置を受けた職員にあつては、別に定めるところにより決定する。

- 一 勤務成績が極めて良好である職員 一号該当
- 二 勤務成績が特に良好である職員 二号該当
- 三 勤務成績が良好である職員 三号該当
- 四 勤務成績がやや良好でない職員 四号該当
- 五 勤務成績が良好でない職員 五号該当

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 別に定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 四号該当
- 二 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 五号該当

5 昇給日後に新たに職員となった者の新たに職員となった日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、別に定める。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第8条 休職にされた職員が復職し、派遣された職員が職務に復帰し、休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、休業期間、又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

## 第9条 （削除）

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料を調整することができるものとする。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第9の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第10に掲げる調整基本額（その額が給料月額（別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2、別表第5の備考2又は附則別表の備考2の規定を適用しない額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額）とする。

（給料の支給）

- 第11条 給料は、毎月1回、その月の21日に、その月に支給すべき額の全額を支給する。ただし、その日が職員の休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。
- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じたものにはその日から新たに定められた給料を支給する。
  - 3 職員が離職したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで給料を支給する。
  - 4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
  - 5 給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。
  - 6 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。
    - 一 派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
    - 二 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
    - 三 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
    - 四 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
    - 五 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
    - 六 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
  - 7 月の1日から引き続いて派遣され、休職にされ、停職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。
  - 8 給料の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（定めがない事項等）

第12条 第4条から前条までに規定するもののほか、給料に関しこの規定に定めがない事項は、別に定めるところによる。

2 理事長は、第4条から前条までの規定によることが著しく不相当であると認める場合には、別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

### 第3章 年俸

#### (年俸)

第13条 職員のうち医師及び歯科医師には年俸を支給するものとし、年俸の種類は基本年俸（年俸のうち、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。）及び業績年俸（年俸のうち、勤務成績に応じた報酬をいう。）とする。

2 年俸が支給される医師及び歯科医師（以下「年俸医師」という。）には医療職年俸表(一)（別表第11）の年俸表を適用する。

3 年俸医師の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを年俸表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第12に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、それぞれの級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第13に定める級別職務分類表の左欄に掲げる組織において同表の中欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の右欄に定める職の職務とする。

4 年俸医師の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

5 年俸医師を昇格（職員の職務の級を同一の年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。）させる場合には、その職務に応じ、かつ、別に定めるところにより決定する。

#### (基本年俸)

第14条 年俸医師の基本年俸の額は、その者に適用される年俸表の基本年俸の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 基本年俸は、毎月1回、その月の21日に、その額の12分の1の額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月例年俸」という。）を支給する。

3 第11条各項（第1項本文を除く。）の規定は、月例年俸の支給に準用する。

#### (業績年俸)

第15条 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する年俸医師（別に定める者を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した年俸医師（別に定める年俸医師を除く。）についても同様とする。

2 業績年俸の額は、その者に適用される年俸表の業績年俸の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」と

いう。)の2分の1の額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第14に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 次の各号に掲げる年俸医師については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する業績年俸基礎額に、当該各号に掲げる加算の種類に応じて、当該各号に定める額を加算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を業績年俸基礎額とすることができる。

一 専門医経験加算 その者の職務の級が4級又は5級である者(副病院長の職にある者を除く。)

専門医資格等の取得日以降の年数に応じて別に定める額

二 実績評価加算 基準日の属する年度の前年度における病院長による実績評価により勤務成績が良好であると認められる者 所属所ごとの年俸医師(病院長を除く。)の人数に360,000円を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で年俸医師ごとに病院長が定める額

三 診療科長加算 別表第15に掲げる職にある者 140,000円

四 病院貢献加算 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく産業医に選任されている者 50,000円

五 副病院長加算 副病院長の職にある者 604,000円

六 理事兼任加算 理事の職を兼任する者 510,000円

4 第2項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

5 基準日以前6か月以内の期間において別に定める勤務成績が良好でない年俸医師の業績年俸の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める。

6 業績年俸の支給日は、基準日が6月1日であるものにあつては6月30日に、基準日が12月1日であるものにあつては12月10日(これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日以前において、これらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日)とする。

(業績年俸の支給制限)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸)は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた年俸医師

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した年俸医師(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

三 次条第一項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(業績年俸の一時差止)

第17条 理事長は、支給日に業績年俵を支給することとされていた年俵医師で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俵の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俵を支給することが、法人に対する信頼を確保し、業績年俵に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による業績年俵の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俵の基準日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俵の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行った場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 手当

### 第1節 管理職手当

（管理職手当）

第18条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第16に掲げる職員の職にある職員（以下「指定管理職員」という。）に支給する。

2 管理職手当の額は、職員に適用される給料表又は年俵表の別並びに職員の属する職務の級及び職員

の占める職に係る別表第16の区分欄に掲げる区分（以下「管理職手当の区分」という。）に応じ、別表第17の管理職手当額欄に定める額とする。

## 第2節 扶養手当等

### （扶養手当）

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、任期付短時間勤務職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては扶養手当を支給せず、また、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものに対する次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給は、別に定めるところによる。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族としての子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び次条第3項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

### （扶養親族の届出等）

第20条 新たに職員となった者（前条ただし書きに規定する職員を除く。）に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちに、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、次の各号のいずれかに掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 一 新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日
  - 二 職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日
- 3 扶養手当の支給は、次の各号のいずれかに掲げる日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
- 一 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日
- 4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
  - 三 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

#### （地域手当）

- 第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を考慮して、埼玉県区域及び当該区域外で別に定める地域に在勤する職員に支給する。ただし、年俸表の適用を受ける職員に対しては、地域手当を支給しない。
- 2 地域手当の月額、地域手当基礎額に100分の8.5を乗じて得た額とする。
  - 3 前項の地域手当基礎額は、給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に8.5分の10を乗じて得た額、給料月額を加算した額とする。

#### （住居手当）

- 第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、任期付短時間勤務職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては、住居手当を支給しない。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）
  - 二 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（職員宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職

員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じて、当該イ又はロに定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を1万千円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額

に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該イ又はロに定める額

イ 自動車等の使用距離が片道三キロメートル未満である職員 2,000円

ロ その他の職員 2,000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに別に定める額を加算した額(自動車等の使用距離が片道7.5キロメートルを超える場合は、当該自動車等の使用距離が片道7.5キロメートルであるものとして計算した額)

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返

納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第24条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期付短時間勤務職員には単身赴任手当を支給しない。

3 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

4 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、第1項及び前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第3節 特殊勤務手当等

(特殊勤務手当の種類)

第25条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 福祉保健業務手当
- 二 介助及び汚物処理作業手当
- 三 試験等業務手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 防疫業務手当
- 六 遺体取扱手当
- 七 夜間看護等手当
- 八 変則勤務手当
- 九 新生児担当医手当
- 十 診療科長手当
- 十一 統括部長手当
- 十二 ICU応援業務手当
- 十三 CCU応援業務手当

(福祉保健業務手当)

第26条 福祉保健業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 精神医療センターに勤務する職員（精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談若しくは指導又は精神障害者の面接、心理判定等の業務に従事する職員であって、事務職給料表が適用されるものに限る。）が行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務
- 二 精神医療センターに勤務する職員が行う精神障害者の栄養指導
- 三 精神障害者又はその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送
- 四 麻薬中毒者又はその疑いのある者についての診察若しくは診察の立会い又は麻薬中毒者の入院のための移送

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 業務に従事した月1月につき9,700円
- 二 前項第2号から第4号までの業務 業務に従事した日1日につき320円

3 第1項第1号の業務に係る福祉保健業務手当の支給される月については、同項第3号又は第4号の業務に係る福祉保健業務手当は支給しない。

(介助及び汚物処理作業手当)

第27条 介助及び汚物処理作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 専ら病棟で行う入院患者の食事及び入浴の介助並びに汚物処理の作業
- 二 小児医療センター及び精神医療センターに勤務する職員が行う汚物処理の作業

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の作業 作業に従事した月1月につき8,000円
- 二 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき320円

3 前項第1号の作業に係る介助及び汚物処理作業手当の支給される月については、同項第2号の作業に係る介助及び汚物処理作業手当は支給しない。

(試験等業務手当)

第28条 試験等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 人体に有害なガスの発生を伴う業務
- 二 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務
- 三 病理細菌を取り扱う業務
- 四 放射性同位元素を使用して行う試験研究業務
- 五 発がん性物質を使用して行うがんに関する試験研究業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

(放射線取扱手当)

第29条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- 一 放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視の作業
- 二 放射線量測定器を使用して行う病院等の構造設備を検査するための放射線量測定の作業
- 三 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務その他の業務（職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量当量が0.4ミリシーベルト以上であったことが同令第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合において、その期間中に当該職員の従事した放射線業務及び当該業務に準ずる業務に限る。）

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき320円とする。

3 第1項第1号の作業（診療用放射線照射装置を使用して1日100回以上行う撮影又は透視の作業に限る。）に従事する職員に支給する放射線取扱手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に160円を加算した額とする。

(防疫業務手当)

第30条 防疫業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 感染症（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）の患者又は感染症の疑いのある患者の救護
- 二 感染症等（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理
- 三 病院に勤務する職員が行う結核患者に直接接する介助等の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき320円とする。

(遺体取扱手当)

第31条 遺体取扱手当は、職員が遺体を取り扱う作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1体につき800円（解剖を補助するために前項の作業に従事した場合にあつ

ては、2, 500円)とする。

(夜間看護等手当)

第32条 夜間看護等手当は、病院に勤務する医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる場合に依り、次に定める額とする。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7, 300円
- 二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に依り、次に掲げる額
  - イ 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3, 550円
  - ロ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3, 100円
  - ハ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2, 150円

3 第1項に掲げる職員(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第23条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る夜間看護等手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、次の各号に掲げる職員の区分に依り、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1, 140円

(オンコール手当)

第33条 オンコール手当は、病院に勤務する医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)で、正規の勤務時間以外の時間において行われる救急医療等の業務に従事するため、自宅等で待機することを指示されたものに対して支給する。

2 前項の手当の額は、待機1回につき2, 000円とする。この場合において、待機を指示された時間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、当該業務の終了後、再び自宅等で待機した場合であっても、手当の回数は1回とする。

(変則勤務手当)

第34条 変則勤務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務
- 二 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に依り、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 1, 100円
- 二 前項第2号の業務 730円(深夜における勤務時間が2時間に満たないときは、410円)

(新生児担当医手当)

第35条 新生児担当医手当は、小児医療センター新生児科に所属する医師が、新生児特定集中治療室に入院する新生児の診療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務1件につき10,000円とする。

(診療科長手当)

第36条 診療科長手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)が、別表第15に掲げる職の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき30,000円とする。

(統括部長手当)

第37条 統括部長手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)が、統括部長の職(これに相当する職を含む。)の業務に従事したとき支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき40,000円とする。

(統括技術部長手当)

第37条の2 統括技術部長手当は、医療職給料表(二)の適用を受ける職員が、統括技術部長の業務に従事した時に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき15,000円とする。

(ICU応援業務手当)

第37条の3 ICU応援業務手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員が、本務の所属所以外の所属所において、正規の勤務時間において行われるICUにおける業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号の区分及び当該各号に定める表の職務の級欄の区分に応じ、同表の手当額欄に定める額とする。

一 次号に掲げる勤務以外の勤務

職務の級	手当額
5級(統括部長手当が支給される者に限る。)	500円
5級(診療科長手当が支給される者に限る。)	3,000円
5級(医長に限る。)	4,500円
4級	7,000円
3級	13,500円
2級	24,000円
1級	34,500円

二 その勤務時間が深夜の一部又は全部を含む勤務

職務の級	手当額
3級	8,500円

2級	27,000円
1級	45,500円

(CCU応援業務手当)

第37条の4 CCU応援業務手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員が、本務の所属所以外の所属所において、正規の勤務時間外又は休日における正規の勤務時間中において行われるCCUにおける宿直又は日直勤務業に従事したときは、第42条に規定する宿日直手当のほか、CCU応援業務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 次号に掲げる勤務以外の勤務 39,000円
- 二 その勤務時間が深夜の一部又は全部を含む勤務 69,000円

(併給禁止)

第38条 給料の調整額を受ける職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

- 一 福祉保健業務手当
- 二 介助及び汚物処理作業手当
- 三 試験等業務手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 防疫業務手当(第30条第1項第3号の業務に係るものに限る。)
- 六 遺体取扱手当

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される日については、当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

放射線取扱手当 防疫業務手当	試験等業務手当
夜間看護等手当	変則勤務手当
ICU応援業務手当	夜間看護等手当 変則勤務手当

(特殊勤務手当の額の特例)

第39条 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数(その月の現日数から週休日、職員の休日及び代休日を差し引いた日数をいう。)の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この規程の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

- 一 福祉保健業務手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 二 介助及び汚物処理作業手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 三 診療科長手当

#### 四 統括部長手当

(看護職員等処遇改善手当)

第39条の2 次の各号に定める職員には、月額7,900円(短時間勤務職員にあつては、7,900円にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)を、看護職員等処遇改善手当として支給する。

- 一 医療職給料表(二)の適用を受ける職員(理事長が別に定める職員を除く)
- 二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員で、前二号に掲げる職員との均衡を考慮して、医療サービスを患者に直接提供する者として理事長が別に定める職員

2 前項の看護職員等処遇改善手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第3条第1項第2号に規定する派遣職員には、看護職員等処遇改善手当を支給しない。

#### 第4節 時間外勤務手当等

(時間外勤務手当)

第40条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

#### （休日勤務手当）

第41条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給されない。

3 前2項の休日とは、職員の休日その他別に定める日をいう。

#### （宿日直手当）

第42条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは前条第3項に規定する休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対しては、前2条の規定にかかわらず宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

一 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直又は日直勤務 22,500円

二 入院患者及び入所者の管理のための宿直又は日直勤務 7,700円

三 前2号以外の宿直又は日直勤務 4,700円

#### （管理職員特別勤務手当）

第43条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日若しくは12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）に勤務をした場合（第3項に掲げる場合を除く。）（代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日に勤務した場合）は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（同項の規定による支給の対象となる日に含まれる時間を除く。）

であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合（第3項に掲げる場合を除く。）は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 医師の指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により正規の勤務時間外又は休日における正規の勤務時間中に循環器・呼吸器病センターのICU又は小児医療センターNICUにおいて勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

4 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

イ 一種 12,000円

ロ 二種 10,000円

ハ 三種 8,000円

ニ 四種 6,000円

ホ 五種 4,000円

二 第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の各号に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、当該各号に定める額

イ 一種 6,000円

ロ 二種 5,000円

ハ 三種 4,000円

ニ 四種 3,000円

ホ 五種 2,000円

三 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき60,000円

5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜間勤務手当）

第44条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第45条 第40条、第41条第2項及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当（手当の額が月額で定められているものに限る。）の月額及び看護職員等处遇改善手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 年俸医師に前項の規定を適用する場合にあつては、「給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額」とあるのは、「月例年俸」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第46条 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(指定管理職員への適用除外)

第47条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、指定管理職員には支給しない。

## 第5節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

- 第48条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(別に定める者を除く。)に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第65条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。ただし、年俸表の適用を受ける職員には、期末手当を支給しない。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(特定職員にあつては、100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
  - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当の区分が一種又は二種の職を占める職員にあつては、その額に別に定める額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 第15条第4項の業績年俸の支給日の規定は、期末手当の支給日について準用する。
- 7 第16条の業績年俸の支給制限の規定及び第17条の業績年俸の一時差止の規定は、第1項の規定による期末手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第48条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第48条第1項に規定する基準日をいう。)以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第48条第6項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

- 第49条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(別に定める者を除く。)に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。ただし、年俸表の適用を受ける職員には、勤勉手当を支給しない。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第14に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。この場合において、職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25(特定職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第49条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第15条第4項の業績年俸の支給日の規定は、勤勉手当の支給日について準用する。
- 6 第16条の業績年俸の支給制限の規定及び第17条の業績年俸の一時差止の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第49条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第49条第1項に規定する基準日をいう。)以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第49条第5項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

## 第6節 手当の支給方法

(管理職手当の支給)

- 第50条 管理職手当は、給料(年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸。以下第52条まで同じ。)の支給方法に準じて支給する。
- 2 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合(別に定める事由により勤務しなかつた場合を除く。)は、管理職手当は支給することができない。

(扶養手当等の支給)

- 第51条 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(特殊勤務手当の支給)

第51条の2 特殊勤務手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 特殊勤務手当のうち、次号に定めるもの以外のものにあつては、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができる。
- 二 特殊勤務手当のうち、月額をもって支給額が定められているものにあつては、給料の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当等の支給)

第52条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）、宿日直手当並びに管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

- 2 職員が指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。
- 3 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

## 第5章 短時間勤務職員の給与

(短時間勤務職員の給料及び年俸)

第53条 短時間勤務職員の給料月額、第4条から第9条までの規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間規程の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 短時間勤務職員の給料の調整額は、第10条の規定にかかわらず、同条本文の規定による額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額（別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2、別表第5の備考2又は附則別表の備考2の規定を適用しない額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。以下この項において同じ。）の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 短時間勤務職員である年俸医師の月例年俸の額は、第14条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による月例年俸の額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 4 任期付短時間勤務職員である年俸医師に第15条第2項を適用する場合において、「その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）」とあるのは、「その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これ

を切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。)に算出率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(短時間勤務職員の自動車等に係る通勤手当)

第54条 短時間勤務職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当は、第23条第2項第2号の自動車等に係る通勤手当の規定にかかわらず、同号の規定による額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(短時間勤務職員の特殊勤務手当)

第55条 短時間勤務職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 一 福祉保健業務手当 (月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 二 介助及び汚物処理作業手当 (月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 三 診療科長手当
- 四 統括部長手当

(短時間勤務職員の時間外勤務手当)

第56条 短時間勤務職員についてのこの規程の時間外勤務手当の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条 第1項	支給する。	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。
第40条 第3項	第1項又は前項の規定にかかわらず	第1項 (第56条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は前項の規定にかかわらず
第40条 第4項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が第56条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の期末手当)

第57条 育児短時間勤務職員及び高齢短時間勤務職員についてのこの規程の期末手当の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第48条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第5項	別に定める。	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して別に定める。

## 第6章 給与の減額等

### 第1節 給与の減額

#### (給与の減額)

第58条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき所属長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額については、勤務しなかった月の分の給料（年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸。次項において同じ。）及び地域手当の全額とする。

- 2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料及び地域手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。
- 3 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

#### (勤務1時間当たりの給与額)

第59条 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸の額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

#### (部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第60条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第58条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

#### (修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第61条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第58条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当、管理職手当、特殊勤務手当（第4項に規定するものを除き、手当の額が月額で定められているものに限る。）並びに看護職員等処遇改善手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、同条同項同号の規定による額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

3 修学部分休業をしている職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額から、その者が修学部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、当該額に12を乗じ、その額を勤務時間に52を乗じたもので除した額を減額して得た額とする。

一 福祉保健業務手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）

二 介助及び汚物処理作業手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）

三 診療科長手当

四 統括部長手当

4 修学部分休業をしている職員が前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から週休日、職員の休日（代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、代休日並びに修学部分休業により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、第39条の規定にかかわらず、修学部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、この規程の規定（第39条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を勤務時間に52を乗じたもので除した額を減額して得た額の100分の60に相当する額とする。

## 第2節 給料の半減

（給料の半減）

第62条 第58条の給与の減額の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。次項において同じ。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。次項において同じ。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料（年俸医師は、月例年俸。以下次項から第64条まで同じ。）の半額を減ずる。

2 年俸医師が負傷又は疾病に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る第15条の基準日につき、業績年俸基礎額（同条第3項の加算を含む。）の半額を減ずる。

3 前2項の勤務しない期間には、特定病気休暇（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤によ

り負傷し、若しくは疾病にかかった場合における病気休暇（以下「業務傷病休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日、職員の休日（代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日）、その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、業務傷病休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。

（給料の半額を減ずる日）

第63条 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、業務傷病休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

（給料の日割計算）

第64条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

### 第3節 退職者の給与

（退職者の給与）

第65条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、病気退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり病気退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により病気退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、起訴退職にされたときは、その退職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が、研究休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が、就業規程第15条第1第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第2項、第3項、第5項及び前項に規定する職員（年俸表が適用される職員を除く。）が、当該各項に規定する期間内で第48条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第48条第7項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第48条第7項の規定を準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第65条第7項」と読み替えるものとする。

## 第7章 補則

### （規程の実施）

第66条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により埼玉県職員から法人職員となった者（以下「移行職員」という。）に対し、施行日の前日までに埼玉県病院局職員給与規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第6号。以下「病院局給与規程」という。）の規定によってなされた職員の給与に関する決定及び手続は、この規程の各相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 この規程中別に定めることとしている事項については、別段の定めがなされるまでの間は、なお病院局給与規程の例による。
- 4 年俸医師に高度の専門的知識又は優れた識見を活用する業務に従事させる場合において、この規程の定めによる給与では採用又は配置が極めて困難であると認められる職として理事長が認めるものにある年俸医師には、第15条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する業績年俸のほか、理事長が定める額を業績年俸として支給することができる。
- 5 理事長が特に定める年俸医師の基本年俸は、第14条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項に規定する基本年俸の額、第15条第2項に規定する業績年俸基礎額（第3項の加算を含む。）及び前項の額の合計額とする。
- 6 前項の年俸医師には、第15条から第17条までの規定を適用しない。
- 7 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年

1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下この項において同じ。)に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。この場合において、第30条の防疫業務手当の規定は適用しない。

- 8 医師及び歯科医師である職員のうち別に定めるもの(以下「特定医師」という。)には、第13条の規定にかかわらず、当分の間、給料を支給するものとし、医療職給料表(一)(附則別表)を適用する。この場合において、職員の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、次表に定めるとおりとする。

職務の級	基準となる職務
1級	医員の職務
2級	一 科長の職務 二 医長の職務
3級	一 副病院長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う科長の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医長の職務
4級	病院長の職務

- 9 特定医師に第7条第2項第2号の昇給の規定を適用する場合において、「55歳を超える職員」とあるのは「57歳を超える職員」と読み替えるものとする。

- 10 特定医師の給料の調整額は、当該特定医師の職務の級に応じて次表に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に2.5を乗じて得た額(その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額)とする。

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

- 11 特定医師に支給する地域手当の月額、第21条第2項の規定にかかわらず、給料月額、給料の調整額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の16を乗じて得た額とする。

- 12 特定医師には初任給調整手当を支給するものとし、その支給期間及び支給額等は別に定める。

- 13 附則第8項から前項までに定めるもののほか、特定医師の給与に関し必要な事項は別に定める。

- 14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 別表第1、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5が適用される職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額(この給料月額を計算する場合には、別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定(以下この項及び第21項において「給料表の備考」という。)を適用しないものとする。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を

生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に給料表の備考を適用させた額

二 前号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 任期付職員

二 医師又は歯科医師の職を占める者

三 就業規程第22条の4第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員(同規程第22条の3各号に掲げる職員を除く。)

16 就業規程第22条第1項に規定する役職定年をされた職員であつて、当該役職定年をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員(本部長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、当該各号に定める額を給料として支給する(第1号に定める額にあつては、給料表の備考を適用させて支給するものとする。)

一 附則第14項第1号に掲げる職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この号において「備考適用前特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この号において「備考適用前基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員 備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額

二 附則第14項第2号に掲げる職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この号において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この号において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)&#x2D;と当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)&#x2D;と、同項第2号中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 附則第16項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)による給料を支給される職員

以外の職員であつて、当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、本部長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項（附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第10条第3項、第21条第3項並びに第53条1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項（第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第18項の規定により支給される給料の額との合計額」とし、また、第53条第1項の規定の適用については、同項中「同条の規定による給料月額」とあるのは、「同条の規定による給料月額と附則第16項（第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第18項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

20 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第10条第3項の適用については、同項中「調整基本額」とあるのは、「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、特定日以後における職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		

85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。  
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
15	221,000	277,600	362,400	408,200	
16	222,800	279,800	363,300	409,700	
17	224,500	281,900	364,400	411,200	
18	226,300	284,200	365,600	412,800	
19	228,100	286,500	366,800	414,400	
20	229,900	288,900	368,000	416,100	
21	231,700	291,200	369,200	417,300	
22	233,500	293,300	370,300	418,700	
23	235,200	295,400	371,300	420,100	
24	236,900	297,400	372,300	421,400	
25	238,600	299,400	373,400	422,700	
26	240,700	301,300	374,400	424,000	
27	242,600	303,200	375,300	425,500	
28	244,500	305,100	376,300	427,000	
29	246,400	307,000	377,200	428,200	
30	247,500	308,500	378,000	429,400	
31	248,600	310,000	378,800	431,000	
32	249,700	311,500	379,600	432,500	
33	251,100	313,000	380,300	433,800	
34	252,400	314,500	381,000	435,200	
35	253,800	316,000	381,800	436,600	
36	255,200	317,400	382,600	438,000	
37	256,600	318,800	383,300	439,400	
38	258,100	319,700	384,000	440,800	
39	259,600	320,600	384,800	442,200	
40	261,200	321,400	385,600	443,600	

41	262,600	322,100	386,400	444,700
42	263,900	322,600	387,600	446,000
43	265,300	323,100	388,800	447,400
44	266,700	323,500	390,000	448,700
45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	458,200
59	282,700	329,500	400,800	458,700
60	283,300	329,800	401,500	459,200
61	283,900	330,200	402,100	459,700
62	284,500	330,700	402,800	
63	285,100	331,300	403,400	
64	285,600	331,800	404,100	
65	286,200	332,200	404,800	
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	
80	295,300	341,200	413,500	
81	295,900	341,900	413,900	
82	296,500	342,600		
83	297,200	343,200		
84	297,800	343,800		

85	298,300	344,300		
86	298,900	344,800		
87	299,600	345,200		
88	300,200	345,600		
89	300,700	345,900		
90	301,300	346,400		
91	302,000	346,700		
92	302,600	347,100		
93	303,200	347,400		
94	303,800	347,700		
95	304,400	348,100		
96	305,000	348,500		
97	305,300	349,000		
98	305,800	349,500		
99	306,400	350,000		
100	306,900	350,500		
101	307,300	351,000		
102	307,700	351,500		
103	308,000	351,900		
104	308,400	352,400		
105	308,800	352,800		
106	309,200	353,200		
107	309,600	353,700		
108	309,900	354,100		
109	310,100	354,600		
110	310,500	355,000		
111	310,800	355,400		
112	311,000	355,800		
113	311,300	356,300		
114	311,600	356,700		
115	311,900	357,100		
116	312,200	357,500		
117	312,400	358,000		
118	312,700	358,400		
119	312,900	358,800		
120	313,200	359,200		
121	313,500	359,600		

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第3 (第4条関係) 医療職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		

41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		

85	266,700	302,800	340,700	362,000			
86		303,000	341,100	362,300			
87		303,200	341,400	362,600			
88		303,400	341,700	362,900			
89		303,800	342,000	363,300			
90		304,000	342,200	363,600			
91		304,200	342,600	363,800			
92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職、遺伝相談職及び治験コーディネーターに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		

85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		
120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			

129	311,600	343,000				
130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					

備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。  
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	

85	255,800	273,900	306,700	331,000
86	256,000	274,100	307,200	331,200
87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	

129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		

- 備考 1 この表は、技能職員に適用する。  
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第6（第4条関係）級別基準職務表

イ 事務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	一 主査の職務 二 主任の職務 三 病院の課長の職務
4級	一 困難な業務を分掌する主査の職務 二 病院の困難な業務を分掌する課長の職務
5級	一 主幹の職務 二 病院の部長の職務
6級	一 企画幹又は管理幹の職務 二 病院の副局長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 病院の困難な業務を分掌する部長の職務
7級	一 本部長の職務 二 病院の事務局長の職務 三 副病院長の職務
8級	
9級	
10級	

ロ 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
3級	一 主任研究員の職務 二 主幹の職務 三 専門研究員の職務 四 主任の職務
4級	一 研究所長の職務 二 主席主幹の職務

	三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う主任研究員の職務
5 級	

ハ 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
4 級	主任の職務
5 級	一 副技師長の職務 二 主査の職務
6 級	一 部長の職務 二 技幹の職務 三 副部長の職務 四 主幹の職務
7 級	
8 級	

ニ 医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	看護師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする看護師の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする看護師の職務
4 級	困難な業務を処理する看護師の職務
5 級	一 看護師長の職務 二 主査の職務
6 級	一 看護部長の職務 二 看護部副部長の職務 三 主幹の職務
7 級	副病院長の職務

ホ 技能職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
	技能職員（一種）	技能職員（二種）
1 級	主事又は技師の職務	主事の職務
2 級	困難な業務に従事する主事又は技師の職務	困難な業務に従事する主事の職務
3 級	主任の職務	主任の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
5 級	上席主任の職務	上席主任の職務

別表第7

(削除)

別表第8 (第8条関係) 休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
病気休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇の期間	3分の3 以下
起訴休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
研究休職の期間	
就業規程第15条第1項第4号に規定する休職の期間	
派遣の期間	
介護休暇の期間	
育児休業の期間	
自己啓発等休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）	
病気休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による病気休暇（通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）の期間	
自己啓発等休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）	
配偶者同行休業の期間	

別表第9（第10条関係）適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
循環器・呼吸器病センター	診療放射線技師、結核菌の検査業務に専ら従事する臨床検査技師及び結核患者を専ら収容する病棟に勤務する看護師及び准看護師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	2
	医療器材の滅菌・整備保管等の業務（以下「中央材料室業務」という。）、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
	看護部副部長並びに中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務に従事する看護師及び准看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
がんセンター	診療放射線技師及び物理工学に関する専門的知識を必要とする医療技術職員	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	2
	外来業務、通院治療業務及び中央材料室業務（以下「外来等の業務」という。）、緩和ケアセンター業務、医療安全管理業務及び患者サポートセンター業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに外来等の業務、緩和ケアセンター業務、医療安全管理業務及び患者サポートセンター業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
小児医療センター	診療放射線技師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士	2
	中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
精神医療センター	診療放射線技師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師及び作業療法士	2
	外来業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに外来業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1

別表第10（第10条関係）調整基本額表

イ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ロ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第11（第13条関係）医療職年俸表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基本年俸	4,800,000	6,799,200	8,799,600	10,069,200	10,580,400	10,856,400	11,307,600
業績年俸	1,000,000	1,500,800	2,000,400	3,530,800	3,719,600	4,323,600	4,362,400

別表第12（第13条関係）医療職年俸表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
4級	一 科長の職務 二 医長の職務
5級	一 副病院長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う科長の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医長の職務
6級	臨床腫瘍研究所長の職務
7級	病院長の職務

別表第13（第13条関係）医療職年俸表(一)級別職務分類表

組織	職務の級	職
病院	5級	TQM推進室長

	感染管理室長 医療安全管理室長 脳神経センター長 患者サポートセンター長 感染症対策部長 緩和ケアセンター長 総合診療センター長 希少がん・サルコーマセンター長 低侵襲手術センター長 がんゲノム医療センター長 分子病理・デジタル病理診断センター長 治験管理室長 図書館長 臨床研究部長 臨床研究室長 動物実験管理室長 臨床研究支援室長 小児がんセンター長 ゲノム医療推進センター長 こどもハートセンター長 小児救命救急センター長 小児運動器センター長 小児てんかんセンター長 入退院支援センター長 地域連携・相談支援センター長
--	---

別表第14（第15条関係）期間率表

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
0	0

別表第15（第15条関係）診療科長表

職
診療科長（これに相当する職として理事長が別に定めるものを含む）
TQM推進室長
感染管理室長
医療安全管理室長
脳神経センター長
患者サポートセンター長
感染症対策部長
緩和ケアセンター長
総合診療センター長
希少がん・サルコーマセンター長
低侵襲手術センター長
がんゲノム医療センター長
分子病理・デジタル病理診断センター長
治験管理室長
図書館長
臨床研究部長
臨床研究室長
動物実験管理室長
臨床研究支援室長
小児がんセンター長
ゲノム医療推進センター長
こどもハートセンター長
小児救命救急センター長
小児運動器センター長
小児てんかんセンター長
入退院支援センター長
地域連携・相談支援センター長

別表第16（第18条関係）管理職手当区分表

職	区分
病院長	一種
本部長 病院の事務局長 副病院長 臨床腫瘍研究所長	三種
管理幹 企画幹 副局長	四種
部長（医療職年俸表（一）の適用を受ける職員及び病院の事務局の部長を除く。） 主席主幹 技幹	五種

別表第17（第18条関係）管理職手当額表

イ 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
10級	一種	136,000円
9級	一種	130,300円
8級	二種	110,300円
7級	三種	91,500円
6級	四種	75,500円
	五種	62,900円

ロ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5級	三種	104,600円
4級	三種	90,900円
	五種	68,200円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
8級	二種	112,800円
7級	三種	91,300円
6級	五種	62,900円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	三種	93,200円
6級	五種	66,400円

ホ 医療職年俸表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	一種	140,000円
6級	三種	110,000円
5級	三種	133,000円

別表第18

(削除)

附則別表（附則第8項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	305,600	415,600	470,300	566,200
2	307,900	418,300	472,300	572,300
3	310,200	420,900	474,200	577,400
4	312,400	423,300	476,100	582,100
5	314,500	425,600	477,500	586,400
6	318,000	427,800	479,200	590,700
7	321,500	429,800	481,000	594,100
8	324,900	431,900	482,800	597,000
9	328,300	434,000	484,600	599,500
10	331,800	435,500	486,300	601,800
11	335,200	437,000	488,100	
12	338,600	438,500	489,900	
13	342,000	439,900	491,700	
14	345,500	441,300	493,400	
15	348,900	442,800	495,200	
16	352,300	444,200	497,000	
17	355,700	445,500	498,800	
18	358,800	447,000	500,700	
19	362,000	448,400	502,600	
20	365,200	449,800	504,500	
21	368,500	451,100	506,400	
22	371,600	452,600	508,100	
23	374,700	454,000	509,900	
24	377,700	455,400	511,700	
25	380,800	456,800	513,300	
26	383,100	458,200	515,100	
27	385,400	459,500	516,900	
28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800	
30	391,200	463,600	521,500	
31	392,900	465,000	523,300	
32	394,700	466,400	525,000	
33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	
35	399,800	470,400	529,100	
36	401,100	471,800	530,400	
37	402,500	473,200	531,400	
38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000	
40	406,700	478,000	535,300	

41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200
73		500,900	563,000
74		501,400	
75		501,800	
76		502,200	
77		502,700	
78		503,300	
79		503,800	
80		504,200	
81		504,700	
82		505,300	
83		505,900	
84		506,400	

85		506,900	
----	--	---------	--

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則（令和3年4月1日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（給料表及び年俸表の切替え）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、埼玉県職員として埼玉県病院局職員給与規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第6号。以下「病院局給与規程」という。）の給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていた者で、施行日に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人職員となった者（以下「移行職員」という。）の施行日における給料表又は年俸表は、施行日の前日においてその者が適用を受けていた旧給料表に対応する次表の新給料表又は年俸表欄に定める給料表又は年俸表とする。

旧給料表	新給料表又は年俸表
病院企業職給料表(一)（下記に掲げる者を除く。）	事務職給料表
病院企業職給料表(一)（相談業務に従事する者として別に定めるものに限る。）	医療職給料表(二)
病院企業職給料表(二)	技能職給料表
病院研究職給料表	研究職給料表
病院医療職給料表(一)（特定医師を除く。）	医療職年俸表(一)
病院医療職給料表(一)（特定医師に限る。）	医療職給料表(一)
病院医療職給料表(二)	医療職給料表(二)
病院医療職給料表(三)	医療職給料表(三)

（職務の級の切替え）

- 3 前項の規定により給料表又は年俸表を決定される移行職員の施行日における職務の級は、別に辞令が発せられた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

- 一 次号から第3号までに掲げる者以外の者 施行日の前日においてその者が属していた旧給料表の職務の級と同じ職務の級
- 二 施行日の前日において病院企業職給料表(一)の適用を受け、相談業務に従事する者として別に定めるもの 施行日の前日においてその者が属していた病院企業職給料表(一)の職務の級に対応する次表の医療職給料表(二)欄に掲げる職務の級

病院企業職給料表(一)	医療職給料表(二)
1級（下記に掲げる者を除く。）	1級
1級（受けている号給が25号給以上である者に限る。）	2級
2級	3級
3級（主任の職にあった者に限る。）	4級
3級（主査の職にあった者に限る。）	5級
4級	

5 級	6 級
6 級	

三 施行日の前日において病院医療職給料表(一)の適用を受けていた者(特定医師を除く。)その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

(号給の切替え)

4 前項(第3号を除く。)の規定により職務の級を決定される移行職員の施行日における号給は、別に辞令が発せられた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる者以外の者 施行日の前日においてその者が受けていた旧給料表の号給と同じ号数に、第7条の規定による昇給号給数を加えた号給

二 前項第2号に掲げる者 施行日の前日においてその者が属していた病院医療職給料表(一)の職務の級及び受けていた同表の号給に対応する附則別表の医療職給料表(二)の号給欄に定める号給の号数に、第7条の規定による昇給号給数を加えた号給

(給料から年俸への切替えに伴う経過措置)

5 附則第2項の規定により施行日に医療職年俸表(一)の適用を受けることとなった移行職員で、その者の受ける年俸額(基本年俸及び業績年俸の合計額をいう。)が、施行日の前日までの1年間において受けた給与(病院局給与規程の規定による給料、初任給調整手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当の合計額をいう。)として別に定める額(以下「移行前年間給与」という。)に達しないこととなる者には、理事長が定めるところにより、令和6年3月31日までの間、年俸額のほか、移行前年間給与と年俸額との差額を業績年俸として支給する。

(年俸医師の扶養手当、住居手当に関する経過措置)

6 附則第2項の規定により施行日に医療職年俸表(一)の適用を受けることとなった移行職員でその職務の級が4級以上であるものが、施行日の前日において病院局給与規程の規定による扶養手当又は住居手当を受けており、施行日以後においても引き続き当該扶養手当又は住居手当の支給要件を満たすものに対しては、令和6年3月31日までの間、第19条第1項の扶養手当の規定及び第22条第1項の住居手当の規定にかかわらず、なお従前の額を支給する。ただし、当該扶養手当又は住居手当の支給要件を失った場合は、それ以降当該要件に係る手当は支給しない。

(移行職員の昇給に係る勤務成績の特例)

7 施行日を昇給日とする移行職員の昇給に係る第7条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き埼玉県職員としての勤務成績は、職員としての勤務成績とみなす。

(業績年俸に係る実績評価の特例)

8 令和3年6月1日及び令和3年12月1日を基準日とする年俸医師の業績年俸に係る第15条第3項の規定の適用については、基準日の属する年度の前年度における埼玉県職員としての病院長による実績評価は、年俸医師としての実績評価とみなす。

(勤勉手当に係る勤務成績の特例)

9 令和3年6月1日及び令和3年12月1日を基準日とする職員の勤勉手当に係る第49条第1項の規定の適用については、基準日の属する年度の前年度における埼玉県職員としての勤務成績は、職員としての勤務成績とみなす。

(交通機関等に係る通勤手当の特例)

- 10 病院局給与規程の規定による交通機関等に係る通勤手当（以下「従前の通勤手当」という。）の支給を受けていた者から引き続いて第23条第1項第1号の規定による交通機関等に係る通勤手当を支給される職員となった場合において、当該通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法が従前の通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法と変更がないときの最初の支給単位期間は、同条第6項の規定にかかわらず、当該通勤手当の支給が開始される月から従前の通勤手当に係る支給単位期間に係る最後の月までの期間とする。
- 11 前項の場合において、従前の通勤手当の支給を受け、病院局給与規程附則第13項の規定により従前の通勤手当を返納していないときは、前項の支給単位期間に係る第23条第1項第1号の規定による通勤手当を支給しない。

附則別表（附則第4項関係）医療職給料表(二)の適用を受ける職員の号給の切替表

切替日の前日に受けていた病院企業職給料表(一)の号給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	2	2	1	2
7	3	1	1	3	3	1	3
8	4	1	1	4	4	1	4
9	5	1	1	5	5	1	5
10	6	1	2	6	6	1	6
11	7	1	3	7	7	1	7
12	8	1	4	8	8	1	8
13	9	1	5	9	9	1	9
14	10	1	6	10	10	2	10
15	11	1	7	11	11	3	11
16	12	1	8	12	12	4	12
17	13	1	9	13	13	5	13
18	14	1	10	14	14	6	14
19	15	1	11	15	15	7	15
20	16	1	12	16	16	8	16
21	17	1	13	17	17	9	17
22	18	1	14	18	18	10	18
23	19	1	15	19	19	11	19
24	20	1	16	20	20	12	20
25	21	1	17	21	21	13	21
26	22	2	18	22	22	14	22
27	23	3	19	23	23	15	23
28	24	4	20	24	24	16	24
29	25	5	21	25	25	17	25
30	26	6	22	26	26	18	26
31	27	7	23	27	27	19	27
32	28	8	24	28	28	20	28
33	29	9	25	29	29	21	29
34	30	10	26	30	30	22	30
35	31	11	27	31	31	23	31
36	32	12	28	32	32	24	32
37	33	13	29	33	33	25	33
38	34	14	30	34	34	26	34
39	35	15	31	35	35	27	35
40	36	16	32	36	36	28	36
41	37	17	33	37	37	29	37
42	38	18	34	38	38	30	38
43	39	19	35	39	39	31	39
44	40	20	36	40	40	32	40

切替日の前日に受けていた病院企業職給料表(一)の号給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
45	41	21	37	41	41	33	41
46	42	22	38	42	42	34	42
47	43	23	39	43	43	35	43
48	44	24	40	44	44	36	44
49	45	25	41	45	45	37	45
50	46	26	42	46	46	38	46
51	47	27	43	47	47	39	47
52	48	28	44	48	48	40	48
53	49	29	45	49	49	41	49
54	50	30	46	50	50	42	50
55	51	31	47	51	51	43	51
56	52	32	48	52	52	44	52
57	53	33	49	53	53	45	53
58	54	34	50	54	54	46	54
59	55	35	51	55	55	47	55
60	56	36	52	56	56	48	56
61	57	37	53	57	57	49	57
62	58	38	54	58	58	50	58
63	59	39	55	59	59	51	59
64	60	40	56	60	60	52	60
65	61	41	57	61	61	53	61
66	62	42	58	62	62	54	62
67	63	43	59	63	63	55	63
68	64	44	60	64	64	56	64
69	65	45	61	65	65	57	65
70	66	46	62	66	66	58	65
71	67	47	63	67	67	59	65
72	68	48	64	68	68	60	65
73	69	49	65	69	69	61	65
74	70	50	66	70	70	62	65
75	71	51	67	71	71	63	65
76	72	52	68	72	72	64	65
77	73	53	69	73	73	65	65
78	74	54	70	74	74	65	65
79	75	55	71	75	75	65	65
80	76	56	72	76	76	65	65
81	77	57	73	77	77	65	65
82	78	58	74	78	78	65	65
83	79	59	75	79	79	65	65
84	80	60	76	80	80	65	65
85	81	61	77	81	81	65	65
86	82	62	78	82	82	65	
87	83	63	79	83	83	65	
88	84	64	80	84	84	65	

切替日の前日に受けていた病院企業職給料表(一)の号給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
89	85	65	81	85	85	65	
90	85	66	82	86	85	65	
91	85	67	83	87	85	65	
92	85	68	84	88	85	65	
93	85	69	85	89	85	65	
94			86	90			
95			87	91			
96			88	92			
97			89	93			
98			90	94			
99			91	95			
100			92	96			
101			93	97			
102			94	98			
103			95	99			
104			96	100			
105			97	101			
106			98	102			
107			99	103			
108			100	104			
109			101	105			
110			102	105			
111			103	105			
112			104	105			
113			105	105			
114			106				
115			107				
116			108				
117			109				
118			110				
119			111				
120			112				
121			113				
122			113				
123			113				
124			113				
125			113				

附 則 (令和3年12月1日)

- この規程は令和3年12月1日から施行する。
- 令和3年12月に支給する期末手当については、第48条第2項及び第3項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

附 則（令和4年1月12日）

この規程は、令和4年1月12日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和4年2月9日）

この規程は、令和4年2月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。ただし、改正後の別表第9（第10条関係）適用区分表は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月14日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日）

- 1 この規程は、令和4年12月14日から令和4年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 一 別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和4年4月1日
  - 二 第49条第2項各号の規定 令和4年12月1日
- 3 令和4年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。
- 4 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前4項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。

附 則（令和4年12月14日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この規程は令和5年4月1日から施行し、改正後の第37条の3の規定は、施行日の前日から施行日にかけて行った宿直勤務から適用する。
- 2 施行日の前日において埼玉県職員の身分を有するであって施行日に採用された者のうち、理事長が別に定めるものに係る給料表、職務の級及び号給は、理事長が別に定める。
- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において医療職給料表（三）が適用される職員で4級以上の級に決定されているもの（看護師の職務にあるものに限る。）のうち、令和5年4月1日以後適用される医療職給料表（三）4級昇格基準を満たさない者にあつては、切替日において、その職務の級を3級に切り替えるものとする。
- 4 当面の間、前項の規定により職務の級を切り替えられた者には、切替日前日に受けていた給料月額（給料表の備考に掲げる率を乗じた額をいう。以下同じ。）とその者が切替日以後受ける給料月額との差額を給料として支給する。
- 5 第3項の規定による職務の級の切替え及び前項の規定に基づき差額として支給する給料に関し必要

な事項は、本部長が別に定める。

- 6 当面の間、制定附則第6項から第8項までの規定が適用される年俸医師に係る業績年俸基本額のうち、第14条第1項に規定する基本年俸の額に相当する額は、理事長が特に必要と認める場合は、同項に定める額を上限として別に定めることができる。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第7ニ表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ニ 医療職給料表（三）級別職務分類表

組織	職務の級	職
病院	4級	主任専門員
	3級	専門員

附 則（令和5年7月12日）

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則（令和5年12月13日）

- 1 この規程は、令和5年12月13日から令和5年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第15条第3項第2号及び第6号の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 一 別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和5年4月1日
  - 二 第48条第2項及び第49条第2項の規定 令和5年12月1日
- 3 令和5年12月に支給する期末手当については、第48条第2項項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。
- 4 令和5年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
- 5 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前5項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第48条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の58.7

5」とする。ただし、令和5年12月に支給する期末手当については、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

8 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程第49条第2項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の48.75」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の58.75」とする。ただし、令和5年12月に支給する勤勉手当については、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

9 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び附則別表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

#### 別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400	円 522,800

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200	円 427,900

備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職及び遺伝相談職に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

- 備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 194,600	円 205,700	円 224,200	円 245,000	円 275,700

- 備考 1 この表は、技能職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第8項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

- 備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

附 則（令和6年3月27日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月26日）

この規程は、令和6年6月26日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則（令和6年7月10日）

この規程は、令和6年7月10日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則（令和6年12月11日）

- 1 この規程は、令和6年12月11日から令和6年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 一 別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和6年4月1日
  - 二 第48条第2項及び第49条第2項の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年12月に支給する期末手当については、第48条第2項項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。
- 4 令和6年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

- 5 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前5項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第48条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の70」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。ただし、令和6年12月に支給する期末手当については、「100分の67.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 8 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程第49条第2項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。ただし、令和6年12月に支給する勤勉手当については、「100分の47.5」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 9 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び附則別表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

#### 別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

#### 別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000	円 433,400

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職及び遺伝相談職に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

- 備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

- 備考 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第8項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

- 備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

附 則（令和7年3月26日）

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第16条及び第17条の規定は、令和7年6月1日から施行する。
- この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第5及び制定附則別表の適用を受けていた者であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表にかかげら

れている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてそのものが属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における本改正後の給与規程第19条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」とし、同条第2項中「五 心身に著しい障害がある者」とあるのは「五 心身に著しい障害がある者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とし、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」とし、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 6 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第22条第1項中「再雇用職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職年俸表(一)の適用を受ける職員」とする。
- 7 本改正後の給与規程第24条第4項の規定は、切替日前に新たに職員となった者にも適用する。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、規定の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第4項関係）

イ 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							

105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8

50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	

52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				

106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			

102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ホ 技能職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41

50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	

102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

へ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4

50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

附 則（令和7年12月17日）

- 1 この規程は、令和7年12月17日から令和7年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 一 第10条第3項、第42条第2項、第53条第2項、別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和7年4月1日
  - 二 第48条第2項及び第49条第2項の規定 令和7年12月1日
- 3 令和7年12月に支給する期末手当については、第48条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」とする。
- 4 令和7年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」とする。
- 5 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前5項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第48条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の71.25」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の61.25」とする。ただし、令和7年12月に支給する期末手当については、「100分の67.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 8 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程第49条第2項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の51.25」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の61.25」とする。ただし、令和7年12月に支給する勤勉手当については、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 9 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び附則別表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

### 別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400	円 544,100

- 備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### 別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 230,200	円 273,400	円 299,200	円 343,000	円 403,400

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的の科学知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### 別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	円 447,600

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職、遺伝相談職及び治験コーディネーターに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### 別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

- 備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### 別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

- 備考 1 この表は、技能職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第8項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 1 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員退職手当規程の一部改正）

10 地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員退職手当規程（令和3年4月1日規程第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「別表第4の備考2又は」を「別表第4の備考2、」に改め、「別表第5の備考2」の次に「又は附則別表の備考2」を追加する。